用変電サービス費用以外の費用（以下「配電用変電サービス費用」という。）に配分することにより整理すること。

①・②　［略］

⑸　配電費（⑴及び⑵により整理されたものを含む。以下この⑸において同じ。）を、次の方法により、引込線、計器、電流制限器、屋内配線の調査及び測定並びに検針に係る費用（以下「配電需要家費用」という。）又は配電需要家費用以外の費用に配分することにより整理し、配電需要家費用以外の費用を、低圧需要のみに応じて使用される配電設備に係る費用（以下「低圧配電費用」という。）及び低圧配電費用以外の費用（以下「高圧配電費用」という。）に配分することにより整理すること。

①・②　［略］

⑹　販売費（⑵により整理されたものを含む。以下この⑹において同じ。）を、次の方法により、離島等供給費用及び非離島等供給費用に整理し、非離島等供給費用に整理された販売費を、給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用に配分することにより整理し、給電費用を、ネットワーク給電費用及び非ネットワーク給電費用に配分することにより整理し、販売需要家費用を、ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク販売需要家費用に配分することにより整理し、一般販売費用を、ネットワーク一般販売費用及び非ネットワーク一般販売費用に配分することにより整理すること。

①　販売費を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り離島等供給費用又は非離島等供給費用に直課すること。

②　①の整理により難い費用を、営業費用項目ごとに、別表第４に定める活動帰属基準又は配賦基準により、離島等供給費用又は非離島等供給費用に配分することにより整理すること。

③　①及び②により整理された非離島等供給費用を、次の方法により、ネットワーク給電費用、非ネットワーク給電費用、ネットワーク販売需要家費用、非ネットワーク販売需要家費用、ネットワーク一般販売費用及び非ネットワーク一般販売費用に整理すること。

１）　①及び②により整理された非離島等供給費用を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り給電費用、販売需要家費用又は一般販売費用に直課すること。

２）～８）　［略］

⑺　⑴から⑹までにより整理された送電費、アンシラリーサービス費用、受電用変電サービス費用、配電用変電サービス費用、配電需要家費用、低圧配電費用、高圧配電費用、ネットワーク給電費用、ネットワーク販売需要家費用及びネットワーク一般販売費用を合計したもの（以下この⑺、⑻及び⑭において「送配電関連費用」という。）と水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、新エネルギー等発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、原子力発電費、非ネットワーク給電費用、非ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク一般販売費用を合計したもの（以下この⑺、⑻及び⑮において「送配電非関連費用」という。）とに整理すること。

この際、他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含み、再生可能エネルギー電気特措法第16条第１項に基づき一般送配電事業者及び配電事業者が認定事業者より調達した電気の代金のうち、再生可能エネルギー電気特措法第17条第１項各号に掲げる方法により供給した電気に係る費用変電サービス費用以外の費用（以下「配電用変電サービス費用」という。）に配分することにより整理すること。

①・②　［略］

⑸　配電費（⑴及び⑵により整理されたものを含む。以下この⑸において同じ。）を、次の方法により、配電需要家費用又は配電需要家費用以外の費用に配分することにより整理し、配電需要家費用以外の費用を、低圧配電費用及び高圧配電費用に配分することにより整理すること。

①・②　［略］

⑹　販売費（⑵により整理されたものを含む。以下この⑹において同じ。）を、次の方法により、離島供給費用及び非離島供給費用に整理し、非離島供給費用に整理された販売費を、給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用に配分することにより整理し、給電費用を、ネットワーク給電費用及び非ネットワーク給電費用に配分することにより整理し、販売需要家費用を、ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク販売需要家費用に配分することにより整理し、一般販売費用を、ネットワーク一般販売費用及び非ネットワーク一般販売費用に配分することにより整理すること。

①　販売費を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り離島供給費用又は非離島供給費用に直課すること。

②　①の整理により難い費用を、営業費用項目ごとに、別表第４に定める活動帰属基準又は配賦基準により、離島供給費用又は非離島供給費用に配分することにより整理すること。

③　①及び②により整理された非離島供給費用を、次の方法により、ネットワーク給電費用、非ネットワーク給電費用、ネットワーク販売需要家費用、非ネットワーク販売需要家費用、ネットワーク一般販売費用及び非ネットワーク一般販売費用に整理すること。

１）　①及び②により整理された非離島供給費用を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り給電費用、販売需要家費用又は一般販売費用に直課すること。

２）～８）　［略］

⑺　⑴から⑹までにより整理された送電費、アンシラリーサービス費用、受電用変電サービス費用、配電用変電サービス費用、配電需要家費用、低圧配電費用、高圧配電費用、ネットワーク給電費用、ネットワーク販売需要家費用及びネットワーク一般販売費用を合計したもの（以下この⑺、⑻及び⑭において「送配電関連費用」という。）と水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、新エネルギー等発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、原子力発電費、非ネットワーク給電費用、非ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク一般販売費用を合計したもの（以下この⑺、⑻及び⑮において「送配電非関連費用」という。）とに整理すること。

この際、他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含み、再エネ特措法第16条第１項に基づき一般送配電事業者及び配電事業者が認定事業者より調達した電気の代金のうち、再エネ特措法第17条第１項各号に掲げる方法により供給した電気に係るものを除く。）、非化石証書購入費